ノ解決付協約ノ交渉ニ関シ協約成立ヲ見ルニ至リタル過
般来中部各地ニ於テ相呼応シテ勃発シタル同盟罷業ハ右協約成立以前
ニ於ケル紛争ヲ提出シテ従来ノ上三ノ組合ハ之ヲ停止シ返
出セリ 一方従業員中ニ於テハ闘争継続シツツアル件
ニ於テハ協会ヲ発シ内部ノ統制ヲ図ルニ努メ全ク平和ニ
終リ上部ニ関シ自然ニ解決セラレ漸次従来ノ関係ニ
於テ労資ノ他面市会並ニ県会ノ議員ノ調停ニ依リ之ガ解決ヲ遂ゲ
ネ至ル上全部解決セリ
前記ノ如ク従業員側ノ状勢ニ対シ会社側ハ当初ヨリ相当ノ
態度ヲ持シ終始平和的ニ従業員側ト相提携シ
勤メタリ 右ノ如ク解決セシ後ハ会社ノ従業セシメ
状勢ニ於テ従業員ノ要求ヲ容レ
労働者側ニ有利ナル状勢ヲ以テ解決セリ

二、罷業団ノ状況

(1)、執行委員会ノ組織

八月廿二日ヨリ従業員中ヨリ之ヲ選出シ右委員会ヲ組織

執行委員

浜田、柳原、小池、野平、神戸、市川、佐野、

鈴木、井関、伊藤、佐野、中村、中宮、

交渉委員

山本、佐藤、堀部、坂本、中村、木原、

吉川、佐々木、長井、佐藤

総務部ハ浜田、鈴木以下十名ニシテ執行委員中ヨリ選ブ

争議団ノ協議ニ依リ決定

ノ決定

(2)、争議団ノ要求